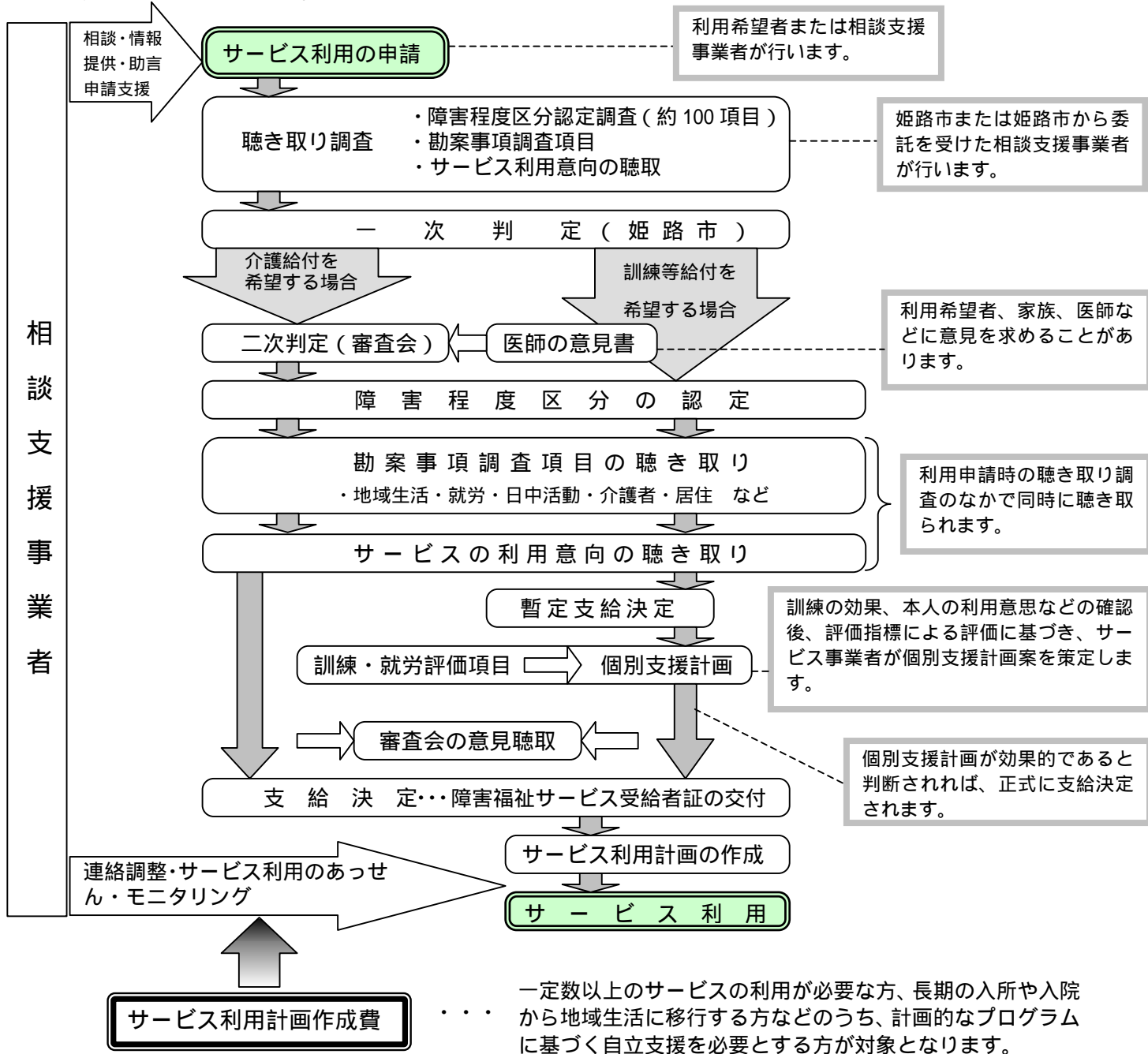


障害福祉サービスの支給決定とケアマネジメント

障害福祉サービスを利用するには、まず、市に申請をし、聴き取り調査を経て、支給決定を受ける必要があります。障害福祉サービスの必要性を総合的に判断するため、市は、支給決定の各段階において、障害者の心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向、訓練、就労に関する評価を把握し、支給決定を行います。



障害程度区分とは？

障害程度区分とは、障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、障害者の心身の状態を総合的に示す区分です。介護給付では、介護の必要度に応じて6段階に分類されます。訓練等給付では、支給決定時の優先度の判定に用いるスコア（点数）で示されます。

ケアマネジメントについて

新制度では、障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況などを踏まえ、適切な支給決定がなされるようにするとともに、様々な種類のサービスが適切に組み合わせられ、計画的に利用されるようにするための仕組み（ケアマネジメント）が制度化されています。

兵庫県によって指定された相談支援事業者は、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。また、市が委託をすれば、支給決定のための聴き取り調査を行うこともできます。

自立支援医療 ～「精神通院公費負担医療(第32条)」「更生医療」「育成医療」が変わります～

これまでの精神障害者対象の「精神通院公費負担医療」、身体障害者対象の「更生医療」、障害児対象の「育成医療」は、手続きや利用者負担の仕組みがばらばらの制度でしたが、「自立支援医療」として統一された仕組みになります。給付の対象者についてはこれまでの制度と同じです。

平成18年3月まで

精神通院医療（精神保健福祉法第32条）

更生医療（身体障害者福祉法）

育成医療（児童福祉法）

平成18年
4月開始

自立支援医療制度

平成18年4月以降

共通の仕組み

- ・支給認定の手続き
- ・原則一割負担の利用者負担
- ・指定医療機関制度

自立支援医療の受給を希望する方は、姫路市に支給の申請を行い、支給認定になれば、自立支援医療受給者証を受け取ります。利用者は、受給者証を指定医療機関に提示して、医療サービスを受けます。

自立支援医療の利用者負担額

指定医療機関は、病院、診療所、薬局等の開設者の申請により、自立支援医療の種類ごとに指定されます。精神通院医療・・・兵庫県指定 更生医療・育成医療・・・姫路市指定

改正の内容

医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）から、「医療費と所得の双方に着目した負担」に変わります。・・・**定率負担（一割負担）**

入院時の食費（標準負担額相当）は原則自己負担となります。

利用者負担額の軽減措置

自立支援医療で言う「世帯」とは、医療保険単位（異なる医療保険に加入している家族は別「世帯」）

原則は、医療保険の負担上限額まで一割負担になりますが、所得の低い方にはより低い

月額負担上限額が決められます。

定率負担の月額負担上限額	
生活保護	0円
低所得1	2,500円
低所得2	5,000円
市民税（所得割）20万円未満	一割負担
市民税（所得割）20万円以上	対象外

生活保護：生活保護受給世帯に属する方

低所得1：市民税（均等割）非課税の世帯で、障害者の収入が年収80万円（障害基礎年金2級相当額）以下の方

低所得2：市民税（均等割）非課税である世帯に属する方（低所得1以外の方）

特定の病気（腎臓機能障害等）による障害を持つ方など、対象者が限定されています。

さらに、

所得の低い方以外についても、「重度の障害者でかつ継続的に相当額の医療費負担が発生する方」には、上の月額負担上限額にさらに上限額を設け、負担を軽減します。

定率負担の月額負担上限額	
中間所得層1	5,000円
中間所得層2	10,000円
市民税（所得割）20万円以上	20,000円

中間所得層1：市民税（所得割）額が合計2万円未満の世帯に属する方

中間所得層2：市民税（所得割）額が合計2万円以上20万円未満の世帯に属する方

また、

育成医療については、対象者に若い世帯が多いことなどを踏まえ、激変緩和の経過措置として、市民税課税世帯であっても月額負担上限額が設けられます（中間所得層1 10,000円、中間所得層2 40,200円）。

生活保護への移行防止・・・本来適用されるべき上限額を負担すると生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならないよう、月額負担上限額をより低い額に減額します。

地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて柔軟に実施されることが好ましい事業について、障害者自立支援法の中で法定化されたもので、次のような事業があります。事業の内容は市が決定します。

相談支援事業・・・障害者や障害児の保護者、介護者からの相談支援、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整や障害者のための権利擁護などを行います。
市または市が委託をした指定相談支援事業者が実施します（相談支援事業者は県が指定します）。
市からの委託により、支給決定事務の一部（聴き取り調査など）を実施します。

コミュニケーション支援・・・聴覚、言語機能、音声機能などの意思疎通に支障がある方のために、手話通訳を行う者の派遣などを行います。

日常生活用具の給付・・・日常生活上の便宜を図るための用具であって、厚生労働省で定める用具の給付または貸与を行います。

移動支援事業・・・円滑に外出することができるよう、移動にかかる支援を行います。
支援費制度における居宅介護の移動介護は、この事業に移行します。

地域活動支援センター・・・創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を促進させるための事業を行います。
支援費制度における身体障害者、知的障害者対象のデイサービス、障害児(者)短期入所の日中受入れの一部はこの事業に移行します。

補装具費の支給

障害者または障害児の保護者が補装具の購入または修理が必要な場合、市に申請し認められると、その費用について補装具費が支給されます。その場合、障害者または障害児の保護者は費用の一角を負担します。ただし、障害者などの収入によって、負担が軽減される場合があります。

新しい制度は、次のスケジュールにそって、段階的に実施します。

平成18年 4月



平成18年10月

- ・新しい利用者負担額制度に変わります。
- ・居宅サービスにおける介護給付、訓練等給付の給付が始まります。
- ・自立支援医療が始まります。

- ・施設サービスにおける介護給付、訓練等給付の給付が始まります。
- ・新しい障害程度区分が始まります。
- ・補装具の制度が変わります。
- ・相談支援事業が始まります。
- ・地域生活支援事業が始まります。

☎お問い合わせは・・・

姫路市健康福祉局福祉部 障害福祉課 (姫路市役所1階)
670-8501 姫路市安田四丁目1番地
電話 (0792)21-2454 (制度全般の内容)
(0792)21-2309 (申請・調査に関する相談)
(0792)21-2305 (補装具等の給付・自立支援医療(更生医療))
FAX (0792)21-2374
メールアドレス syogaif@city.himeji.hyogo.jp
ホームページ http://www.city.himeji.hyogo.jp/syogaif/

姫路市健康福祉局保健所 予防課 (保健所3階)
670-8530 姫路市坂田町3番地
電話 (0792)89-1635 (精神障害者の保健福祉サービス、自立支援医療(育成医療、精神通院公費負担医療))
FAX (0792)89-0210
メールアドレス hokensho-somu@city.himeji.hyogo.jp
ホームページ http://www.city.himeji.hyogo.jp/hokensho/